

改正

令和4年3月31日告示第37号

かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の保育施設等に就職した者に対し、奨学金を返済するために要した費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、就職後の経済支援を行い、もって保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 次に掲げるものをいう。ただし、市が設置する保育施設を除くものとする。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であつて、認定こども園法第3条第2項第1号の施設として認定を受けている幼稚園型認定こども園
 - エ 法第39条第1項に規定する保育所であつて、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている保育所型認定こども園
 - オ 法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であつて、子ども・子育て支援法第29条第1項の市町村による確認を受けた地域型保育事業を行う施設・事業所（小規模保育事業C型を行う事業所を除く。）
- (2) 常勤 次に掲げる全ての要件を満たしていることをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が、保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であつて、保育施設等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）をいう。

(4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

イ 都道府県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金

エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金

オ 全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金

カ その他市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 奨学金を利用して保育士資格を取得した者であること。

(2) この告示の施行後に、市内において保育施設等を運営する事業者（以下「施設事業者」という。）に常勤の保育士として新規に採用（雇用主が同一の施設事業者間の人事異動は除く。）された者であること。

(3) 自ら奨学金を返済している者であること。

(4) この告示による補助を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に補助金の交付の決定を受けた者が当該年度分の申請を行う場合を除く。

(5) 他制度による奨学金を対象とした補助を受けていない者であること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助対象者が補助金の交付要件を満たした月から起算して36月を上限とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助を受けようとする者が、申請を行う年度において返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額を上限とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 奨学金の返済を分割で行う者にあつては、1月あたり1万5千円を上限とする。

(交付の申請及び交付の決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 奨学金の貸与機関が発行する貸与証明書又は市長がこれに代わるものと認めた書類
- (3) 保育士証の写し

2 前項の規定による交付申請は、年度ごとに行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた年度から翌々年度末まで同一の保育施設等に勤務する（雇用主が同一である他の保育施設等への人事異動を含む。）ことを条件とする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（変更の申請）

第8条 交付決定者が、交付申請の内容を変更しようとするときは、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に当該変更に係る書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助を受けようとする年度に係る奨学金の返済が完了後、市長が別に定める期日までに、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 奨学金の貸与機関が発行する返済証明書又は奨学金の返済日と返済額を証明する書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する通知を受けた者は、市長が別に定める期日までに、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定者の責務）

第12条 交付決定者は、本市の保育の質の向上のため自己研鑽さんに努めるとともに、常勤の保育士として新規に採用された市内の保育施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。

（届出）

第13条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由の発生の日から14日以内に、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金資格喪失届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（1） 補助金の交付申請に係る市内の保育施設等を退職したとき。

（2） 雇用主が同一である市外の他の保育施設等に異動があったとき。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第3条各号に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

（2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき、かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた交付決定者に

対し、期限を付して、かすみがうら市奨学金返済支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号）第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成年29年4月1日から施行する。

（交付決定者が市内の保育施設等を退職した場合における交付決定の取消し）

- 2 交付決定者が補助金の交付申請に係る市内の保育施設等を退職した場合は、次の表の区分により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、健康上その他相当な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

区分	内容
交付決定者が補助金の交付申請に係る市内の保育施設等を当該年度の3月31日までに退職したとき。	当該年度に交付の決定を受けた補助金の額の全部を取り消す。ただし、3月31日に退職した者にあつては、当該補助金の額の8割を取り消すものとする。
交付決定者が補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月1日から3月31日までの間に退職したとき。	前年度に交付を受けた補助金の額の5割及び当該年度に交付の決定を受けた補助金の額の全部を取り消す。ただし、3月31日に退職した者にあつては、前年度に交付を受けた補助金の額の5割及び当該年度に交付の決定を受けた補助金の額の8割を取り消すものとする。
交付決定者が補助金の交付の決定を受けた年度の翌々年度の4月1日から3月31日までの間に退職したとき。	同上

（検討）

3 市長は、国又は茨城県その他地方公共団体が行う保育士人材確保対策事業の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、この告示による事業について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

4 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のかすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後のかすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年3月31日告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。